

➤ 下水排除基準

(下水道法施行令第9条及び第9条の4、5、6、7、8、9、笠間市公共下水道条例による)

	項目	単位	特定事業場		除害施設		
			50 m <sup>3</sup> /日以上	50 m <sup>3</sup> /日未満	50 m <sup>3</sup> /日以上	50 m <sup>3</sup> /日未満	
政令で定める基準	有害物質	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.03以下	0.03以下	0.03以下	0.03以下
		シアン化合物	mg/l	1以下	1以下	1以下	1以下
		有機リン化合物	mg/l	1以下	1以下	1以下	1以下
		鉛及びその化合物	mg/l	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下
		六価クロム化合物	mg/l	0.5以下	0.5以下	0.5以下	0.5以下
		砒素及びその化合物	mg/l	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下
		水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/l	0.005以下	0.005以下	0.005以下	0.005以下
		アルキル水銀化合物	mg/l	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
		ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/l	0.003以下	0.003以下	0.003以下	0.003以下
		トリクロロエチレン	mg/l	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下
		テトラクロロエチレン	mg/l	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下
		ジクロロメタン	mg/l	0.2以下	0.2以下	0.2以下	0.2以下
		四塩化炭素	mg/l	0.02以下	0.02以下	0.02以下	0.02以下
		1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.04以下	0.04以下	0.04以下	0.04以下
		1,1-ジクロロエチレン	mg/l	1以下	1以下	1以下	1以下
		シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.4以下	0.4以下	0.4以下	0.4以下
		1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	3以下	3以下	3以下	3以下
		1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.06以下	0.06以下	0.06以下	0.06以下
		1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.02以下	0.02以下	0.02以下	0.02以下
		チウラム	mg/l	0.06以下	0.06以下	0.06以下	0.06以下
		シマジン	mg/l	0.03以下	0.03以下	0.03以下	0.03以下
		チオベンカルブ	mg/l	0.2以下	0.2以下	0.2以下	0.2以下
		ベンゼン	mg/l	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下
		セレン及びその化合物	mg/l	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下
		ほう素及びその化合物	mg/l	10以下	10以下	10以下	10以下
ふっ素及びその化合物	mg/l	8以下	8以下	8以下	8以下		
1,4-ジオキサン	mg/l	0.5以下	0.5以下	0.5以下	0.5以下		
条例で定める基準	生活環境項目等	フェノール類含有量	mg/l	5以下	5以下	5以下	5以下
		銅及びその化合物	mg/l	3以下	3以下	3以下	3以下
		亜鉛及びその化合物	mg/l	2以下	2以下	2以下	2以下
		鉄及びその化合物 (溶解性)	mg/l	10以下	10以下	10以下	10以下
		マンガン及びその化合物 (溶解性)	mg/l	10以下	10以下	10以下	10以下
		クロム及びその化合物	mg/l	2以下	2以下	2以下	2以下
		ニッケル含有量	mg/l	2以下	2以下	2以下	2以下
		水素イオン濃度 (pH)	—	5を超え9未満 (5.7を超え8.7未満)	5を超え9未満 (5.7を超え8.7未満)	5を超え9未満 (5.7を超え8.7未満)	5を超え9未満 (5.7を超え8.7未満)
		生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/l	600未満 (300未満)	600未満 (300未満)	600未満 (300未満)	600未満 (300未満)
		浮遊物質 (SS)	mg/l	600未満 (300未満)	600未満 (300未満)	600未満 (300未満)	600未満 (300未満)
		ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/l	5以下	5以下	5以下	5以下
		窒素含有量	mg/l	240未満 (150未満)	240未満 (150未満)	240未満 (150未満)	240未満 (150未満)
		燐含有量	mg/l	32未満 (20未満)	32未満 (20未満)	32未満 (20未満)	32未満 (20未満)
		温度	℃	45未満 (40未満)	45未満 (40未満)	45未満 (40未満)	45未満 (40未満)
		有害物質	ヨウ素消費量	mg/l	220未満	220未満	220未満
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	mg/l	380未満 (125未満)	380未満 (125未満)	380未満 (125未満)	380未満 (125未満)		

※下段 ( ) 内は、製造業又はガス供給業に係る施設から下水を排除する場合の基準値

対象者	ダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準施設の設置者
排除基準値	10 pg-TEQ/1以下

- 違反した場合、6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金。過失による場合は、3ヶ月以下の禁固又は20万円以下の罰金 (下水道法第46条の2)。
- 違反のおそれがある場合には改善命令、一時停止命令 (下水道法第37条の2、第38条第1項第1号)